「日本肘関節学会雑誌」投稿規定　　平成 22 年 2 月 13 日一部改定

1. 本誌は，学術集会発表論文，自由投稿論文（原著，症例報告など），依頼論文などを掲載し，年 2 回以上発刊する．

2. 投稿者は，共著者を含め本会会員であることを要し，著者全員の署名を必要とする．

3. 投稿論文は未発表のものであることを要し，掲載後の再投稿，他誌への転載は編集委員会の許可を要する．
   投稿に際しては「症例報告を含む医学論文および学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針※（外科関連学会協議会；平成 16 年 4 月 6 日，平成 21 年 12 月 2 日一部改正）」を遵守すること．　※http://www.jssoc.or.jp/other/info/privacy.html
   また，重複または二重投稿やプライバシーに関する患者の権利の保護などについては，医学雑誌編集者国際委員会(International Committee of Medical Journal Editors: ICMJE)の提示する「生物医学雑誌への統一投稿規定（2001 年 10 月改訂版）※※」に準じて投稿する．
   ※※ http://www.ishiyaku.co.jp/magazines/urm.pdf

4. 論文は，和文もしくは英文とし，その形式，体裁は下記のとおりとする．

	和文論文	英文論文
a)形　式	・ワードプロセッサーを使用する． ・A4 判用紙に横書き 700 字（35 字×20 行）で作成する．	・ワードプロセッサーを使用する． ・A4 判用紙の上下，左右に充分な余白をとり,ダブルスペースで作成する．
b)体　裁	i）タイトルページ 所定の用紙を使用し，下記項目を漏れなく記載する． 3）以外は全て，和英併記とする． 1）表題 2）Key words（3 個以内） 3）別刷希望数 4）著者名（共著者を含め全員の署名が必要） 5）著者所属 6）連絡先	
	ii）本　文 本文は，緒言，材料および方法，結果，考察，結語，文献の順に記載することとし，本文中に施設名などは記載しない．	
	iii）図・表 ・図および写真は正確，鮮明なものとし，A4 判用紙に貼付ける． ・図・表および説明文は別紙に記載する．なお，和文論文であれば英文とする必要はない（挿入箇所は，本文原稿の欄外に指定すること．）． ・図，表の番号は，図 1，図 2…，表 1，表 2…，あるいは，Fig.1, Fig.2…，Table 1, Table 2…，などを使用する．	
	iv）抄　録 和文抄録を提出する． A4 判用紙に題名，著者名，所属とは別に 400 字以内とする．	

c)提出方法	・タイトルページ，本文および抄録は，鮮明なプリントアウトのほかにテキスト形式等で保存したCDなどの記録メディアを提出する． ・図表は，正確，鮮明なものをjpeg形式やPowerPointなどの電子ファイルでCDなどの記録メディアに保存し提出する．

5. 論文の原稿枚数は，下記のとおりとする．

枚　数	学術集会発表論文	自由投稿論文
	図表，写真および文献を含み18枚以内	図表，写真および文献を含み28枚以内
	図表，写真は各々原稿用紙1枚に相当する．	

6. 論文は，常用漢字，新かなづかいを用い，かつ「整形外科学用語集」「手の外科学用語集」にできるだけ従うものとする．数量を示す文字は，cm, ml, l , g などを使用する．文中の数字はアラビア数字（1，2，3，…）を使い，人名はできるだけカナ書きを避け，下記の様に記載すること．

   例　Monteggia 骨折，　Volkmann 拘縮

7. 著者の数は原則として6名以内とする．

8. 引用文献は重要なものにとどめ，論文の最後に~~アルファベット~~引用順に並べ，本文中に見出し番号を入れ，その記載法は次の例に従う．

   雑誌名の略称は和文論文，英文論文とも公式のものを用いる．

   著者名は3名までの場合は全員を記載し，4名以上の場合は4名以降を「ほか」または「et al.」と略す．

   原著は，43：909-15のごとく初めと終わりの頁数を書く．

   a)雑誌の場合

   ＜和文＞　堀井恵美子，中村蓼吾，中尾悦宏ほか：外傷性肘関節拘縮の治療経験．日肘会誌．1999；6：7-8.

   ＜英文＞　Weiland AJ, Meyer S, Tolo VT, et al : Surgical treatment of displaced supracondylar fractures of the humerus in children．J Bone Joint Surg Am. 1978; 60：657-61.

   b)単行書の場合

   ＜和文＞　田島達也：神中整形外科学，第21版，南山堂，東京．1990；457-703.

   ＜英文＞　Morrey BF, An KN, Chao EYS：Functional evaluation of the elbow. In: Morrey BF, ed. The Elbow and its Disorders. Saunders, Philadelphia. 1985; 73-91.

   c)英文論文の場合，文献に引用する和文論文は，表題は英訳し，雑誌名は所定の欧文略記法があればそれを用い，なければローマ字で書き，次に（　　）して英訳名を入れ，末尾に（Japanese）とする．

9. ~~和文論文の英文抄録，および~~英文論文は，できるだけ英語を母国語とする人による校正を受けてから提出する．著者が希望した場合または査読委員からの要請があった場合は，事務局から英文校正の専門家に依頼するが，その際の実費は著者が負担する．

10. 学術集会発表論文は学術集会当日事務局受付に提出するか，学術集会終了後1か月以内に事務局宛書留便等で郵送する．なお，期日に大幅に遅れた場合は，自由投稿論文として受付ける．自由投稿論文は随時，事務局で受付けるが，毎年6月末日以降に提出された論文は当該年度の雑誌に掲載とならない場合がある．なお，コピーの部数などは後述の規定により提出すること．

11. 投稿論文は当事務局へ到着した日を受付日，採用が決定した日を受理日とする．

12. 初校は著者が行い，定められた期限までに書留便等で返送する．なお，校正は，誤字脱字等の修正だけで，新たな加筆，改変は認めない．

13. 論文の採否については，査読の上，編集委員会においてこれを決定する．なお，編集委員会は，論文中の用語，字句，表現などにつき著者の承諾を得ることなしに修正することがある．

14. 掲載料は，学術集会発表論文の場合，本文，図・表・写真を含めて実際の仕上がり 4 頁以内（原稿に換算すると約 20 枚）は ~~14,000~~10,000 円とし，これを超えるものは実費負担とする．ただし，図・表・写真は 4 個までは無料とするが，これを超えるものは実費負担とする．自由投稿論文では実際の仕上がりが 10 頁以内の場合，1 頁につき 7,000 円とし，これを超えるものは実費負担とする．ただし，図・表・写真は実費負担とする．

参考
- 表は 1 表を 1 個と数える．
- 複数の図・写真を組合わせて 1 個の図・写真とする場合は，各図・写真の左下に A,B,C の記号をロットリング，インスタントレタリングなどで記入した上で合成する．（組合せ写真になっていない場合はそれぞれを 1 個と数える）
- 1 個の図・写真・表の大きさは B5 判用紙におさまる程度とする．
- 鉛筆下書きの図はトレース料として実費を徴収する．

15. 別刷は 30 部までは無料とし，これを超えるものは著者が実費負担する．投稿時に希望部数を記載する．また別刷は掲載料納入後に送付する．

16. 事務局

〒468－0063　名古屋市天白区音聞山 1013　　有限会社ヒズ・ブレイン内
日本肘関節学会事務局　　Tel. 052-836-3511,　Fax. 052-836-3510

17. 提出するもの

投稿確認書	○
タイトルページ①	○
同上コピー	1 部
タイトルページ②（著者全員の署名のあるもの）	○
同上コピー	1 部
本文，抄録，文献，図表の説明など	○
同上コピー	1 部
同上テキストデータ（CD などで提出する）	○
図表　プリントアウト	2 部
同上データ（jpeg 形式など：CD などで提出する	○
英文校閲証明（事務局から依頼する場合には不要）	▲

症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針」

医療を実施するに際して患者のプライバシー保護は医療者に求められる重要な責務である．一方，医学研究において症例報告は医学・医療の進歩に貢献してきており，国民の健康，福祉の向上に重要な役割を果たしている．医学論文あるいは学会・研究会において発表される症例報告では，特定の患者の疾患や治療内容に関する情報が記載されることが多い．その際，プライバシー保護に配慮し，患者が特定されないよう留意しなければならない．

以下は外科関連学会協議会において採択された，症例報告を含む医学論文・学会研究会における学術発表においての患者プライバシー保護に関する指針である．

1）患者個人の特定可能な氏名，入院番号，イニシャルまたは「呼び名」は記載しない．

2）患者の住所は記載しない．
但し，疾患の発生場所が病態等に関与する場合は区域までに限定して記載することを可とする．（神奈川県，横浜市など）

3）日付は，臨床経過を知る上で必要となることが多いので，個人が特定できないと判断される場合は年月までを記載してよい．

4）他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合，診療科名は記載しない．

5）既に他院などで診断・治療を受けている場合，その施設名ならびに所在地を記載しない．
但し，救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合はこの限りではない．

6）顔写真を提示する際には目を隠す．眼疾患の場合は，顔全体が分からないよう眼球のみの拡大写真とする．

7）症例を特定できる生検，剖検，画像情報に含まれる番号などは削除する．

8）以上の配慮をしても個人が特定化される可能性のある場合は，発表に関する同意を患者自身（または遺族か代理人，小児では保護者）から得るか，倫理委員会の承認を得る．

9）遺伝性疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例報告では「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（文部科学省，厚生労働省及び経済産業省）（平成 13 年 3 月 29 日，平成 16 年 12 月 28 日，全部改正，平成 17 年 6 月 29 日一部改正，平成 20 年 12 月 1 日一部改正）による規定を遵守する．

平成 16 年 4 月 6 日（平成 21 年 12 月 2 日一部改正）　　外科関連学会協議会
（日本肘関節学会：平成 18 年 1 月 27 日付賛同）